

様式第 4 号（第 11 項関係）

審議会等の名称	平成 29 年度第 3 回青少年問題協議会（全体会）
開催日時	平成 30 年 3 月 1 日（月） 午後 2 時 00 分～3 時 30 分
開催場所	勤労福祉センター 大ホール
出席委員の氏名又は人数	片山象三会長、勝岡昭太郎委員、笹倉邦好副会長、内橋和彦委員、藤原小織委員、地道秀明委員、古家幹也委員、和田拓也委員、小林二城委員、大久恵司委員、藤井琢己委員、門上重彦委員、高瀬孝雄委員、山本國雄委員、吉川浩史委員、村上佳也委員、金川幸裕委員、柳川浩一幹事、中根良介幹事、飛田良平幹事
欠席委員の氏名又は人数	多田万里子委員、内藤兵衛委員、真鍋宣征委員、河原淳専門委員、岩本幸久専門委員、川岸和輝専門委員
出席職員の職・氏名又は人数	教育部長 森脇達也、こども福祉課長 清水貴美代、生涯学習課長 山本昇司、青少年センター所長 永井寿幸、青少年センター主査 小林賢也
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人の数	0 人
議題又は協議事項	1 開会 2 挨拶 3 報告 6 協議 4 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	発言内容等
幹事	失礼します。定刻となりましたので平成 29 年度 3 回西脇市青少年問題協議会を開会いたします。最初に市民憲章の朗唱を行いますので、皆様ご起立の上、ご唱和をお願いします。 【市民憲章朗唱】 ありがとうございました。ご着席ください。続きまして、本協議会会長の片山市長からご挨拶をいただきます。よろしくをお願いします。

会長

皆さんこんにちは、第3回の青少年問題協議会にお集まりいただきありがとうございます。昨日、西脇高等学校の卒業式に参加させていただきましたが、素晴らしい式でした。送辞、答辞を読まれた生徒はどちらも女子生徒でした。私たちのときはどちらも男子生徒でしたので時代の流れを感じました。また、私は行っておりませんが、西脇北高等学校の卒業式では、ボランティアの経験を生徒自らが発表を行うなど、素晴らしい式典だったと報告を受けています。その若者が、安心して暮らせるまちづくりと共に、小中学生にとっても安心感のあるまちづくりをしていかなければならないと思いました。本日は、子どもたちの規範意識を育むためにとうテーマになっていますが、中学生の逮捕事案がありました。その逮捕事案後は学校が落ち着いてきている。といった話を聞いています。自分が担任している生徒を警察に通報するといった難しい問題があると思います。しかし、どこかで線を引かないと生徒のためにならないし、教職員の皆様の安全のためにもならないと思っています。学校だけで、また、先生の間だけで判断するのは難しいなかで、本日は短い時間ですが、そのような部分や道徳心や子どもへの育みも含めて、議論を深めていただければと思います。本日は重いテーマではありますが、忌憚のないご意見をお願いします。

幹事

ここからの進行につきましては、慣例によりまして笹倉副会長にお願いしたいと思います。

副会長

私は市内の義務教育関係について、責任をもって見させていただいていますが、ご承知のとおり、中学生の逮捕事案や、女子生徒の事案があるなど、様々な心配事が発生しています。このような課題がなくならず、また、家庭でも課題抱えている子どもたちがいるのではないかと感じています。しかし、一生懸命頑張っている子どももいます。昨日、小中学生で全国レベルの活躍した子どもたちに「つむぎ（絆）賞」を贈呈しました。陸上競技の全国大会でトップの成績を取めた、近畿大会で素晴らしい成績を取めた、また、文部科学省が後援している大会において絵で優秀な成績を取めた、というような子どもたちを表彰しました。西脇市にも素晴らしい成績を取

める子があります。いろいろな子がいる中で、悩みながら成長しているのです。平昌オリンピックが閉幕しましたが、小平選手の「スポーツは言葉の要らないコミュニケーションなのです。」という言葉に感動しました。「話をしなくても、結果や努力の形、姿がコミュニケーションになっているので、多くを語る必要はなく、頑張ることが素晴らしい。」とおっしゃられていました。これは、芸術、文化、スポーツの全ての分野において言えることで、若い子が目標に向かって一生懸命頑張っていく、その目標を持たせることが大人の責任なのかなと思いました。今日は部会に分かれてそれぞれのテーマで話し合ってくださいますので、よろしくお願いします。それでは報告としまして、青少年問題の現状と課題について、各幹事から説明をお願いします。ご意見ご質問は各幹事の説明後にお受けします。最初に県内及び西脇警察署管内の少年非行の概要につきまして、幹事から説明をお願いします。

幹事

少年非行の概要につきまして、資料の3ページに表を掲載しているので参考にしてください。犯罪少年については17件となっています。これは、一昨年と比べてほぼ同じ数字です。触法少年についても9件となっています。不良行為少年は133名ですが、一昨年は88名で増えています。近隣各署の補導件数を比較する表も掲載しています。この数字を見て、西脇警察署管内の犯罪が多いかということについては、様々なご意見があるかもしれませんが、一見平和に見える町でも、少年犯罪は起きているということになります。今年に入り少年の逮捕事案があり4名を事件処理しています。「どうしてこのようなことをするのか。」と思い尋ねてみると、「暇だから。」という意見を数多く聞きます。一人でいてもすることがなく、SNS等を通じて暇な者同士が集まり、遊ぶことが多くなっていると思います。SNSは様々な危険性があります。男なのに女性のふりをして出会う、また、大人なのに少年のふりをして出会い、被害にあうようなことが全国でも起きていると思います。今の子どもはスマートフォンをほぼ所有していると思います。しかし、フィルタリングなどのシステムが浸透していないのが問題ではないかと思っています。昨年も、逮捕事案があっ

たのですが、その子が少年院から出てきて挨拶に来てくれました。礼儀正しく見違えるようになっていました。このことから、周りの環境が大きく影響するのではないかと思いました。鑑別所や少年院から出てきた直後は礼儀正しく更生したように見えます。しかし、その内非行少年等の誘いを受け、悪くなっていくということもあります。周りの大人も気を付ければよいのですが。一番身近な保護者や学校の先生、地域の方々が協力して、少年の健全育成につながればと思っています。警察の力だけでは少年の健全育成は難しいので、皆様のご協力が必要と思っています。

副会長

続きまして、家庭児童相談の概要につきまして、幹事からの説明をお願いします。

幹事

市役所こども福祉課から説明を行います。上の表（資料 P4）が相談の種別となっています。家庭児童相談の内容ですが、1月末までの相談件数は469件です。件数としては例年どおりとなっていますが、傾向としては増加しています。その中でも非行の件数が10件となっています。万引きが5件、暴行3件、その他が2件となっています。これは、「警察から通告があった」と、こども家庭センターから福祉事務所に報告が入ったもので、先ほどの警察からの報告と重複するところがあります。その他の相談件数も10件となっていますが、これはどこにも属さない内容の相談で、保護者が市の学校教育課に相談をされた件数です。今までは匿名の相談は件数に入れていませんでしたが、件数に入れ10件となっています。主には担任の先生のことなど、学校に関する相談となっています。また、養護相談では虐待の相談があります。実際、本年度に一時保護を行ったことや、一時保護寸前の重篤な事案について、対応することが多くなっています。主にはネグレクトや、暴力、子どもの前での自傷行為、夫婦間でのDV等があり、市内でもこのような家庭を把握しており、関係機関とともに見守っているところです。次に5ページの母子父子自立支援員の相談状況ですが、件数のカウント方法を昨年度から変更し、件数が減っている。と前回説明をさせていただきましたが、最近の傾向として、就学前や1歳に満たない子ども

	<p>がおられる方や、妊娠中の方からの相談があり、婚姻後、早い時期で離婚に至るケースが多い状況があるように感じています。このような場合、経済的に厳しい状況になることが予想されますが、本人らは意外と楽観的であり、相談員も危惧している状況です。このような方は後々精神的、経済的なフォローが必要になってきますので、対応している状況です。</p>
副会長	<p>この2件の報告につきましての質問はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>虐待については電話 189 でつながる、相談や対応のための養護施設が明石市にもありますが、兵庫県ではファミリーという施設があり、学校に通わせています。西脇市にもあるのではないかと思います。以前はこのような施設はありませんでしたが、虐待が増えてきているので、このような施設が増えているようです。</p>
幹事	<p>補足説明を行います。ファミリーホームのことで、虐待を受けた子どもが一時保護された後、施設に引取られることが大半だったのですが、このような場合、できるだけ家庭的な状況を味わうことが大事だと、児童福祉法の改正もあり、ファミリーホームという5～6人の子どもを預かる里親と施設の間のような施設が増えてきています。西脇市でも平成29年4月から開設され、県内から数名の子どもを委託され、地元の学校に通われています。</p>
副会長	<p>他ご質問はありませんか。無いようですので、協議に移ります。本日の協議事項につきまして提案理由を幹事から説明します。</p>
幹事	<p>会長からも話がありましたが、子どもたちの規範意識を育むためにご意見、ご提案をいただきたいと思っています。大きなテーマであり、家庭、学校、地域等、あらゆる場所での取組が必要ですが、今回は学校での生徒指導を中心にご意見をいただきたいと考えています。学校においては、問題事案が発生した際、生徒や保護者の対応に夜遅くまで取組んでいますし、その成果も生まれて</p>

いますが、指導の効力について悩みを感じている実態もあります。12月に行われました西脇中学校区の健全育成会議において、PTA役員やこども会の役員から、「児童生徒の問題行動についてペナルティがないように思うが、指導の効力は生まれないのではないか。」というご意見がありました。警察からの話にもありましたが、犯罪少年の数は現在、戦後最少となっていると聞いていますが、小学校での問題行動は増加傾向にありますし、中学校においても減っていないのが現状です。学校の中では何をしても許されるという考えが児童生徒、保護者の中にありましたら、その改善の方法は何かということについて、ご意見をいただきたいと思います。警察にご協力をいただき、生徒の更生に大きな効果があった事案も本市において本年度ありましたが、実際、警察対応をさせていただくときに、どのような件について相談をすればよいのか、という基準が明確でなく、躊躇することもあります。問題行動に対する学校の対応や、市の教育委員会の対応について、基準や周知の方法についてご意見を賜りたいと思います。本日、協議をさせていただくにあたり、先日行われた多可西脇補導連絡会において、中高の校長先生方、また、生徒指導担当者でも意見交換をしたところではありますが、本日はこの後、生徒指導担当者会も開催します。本日、いただいたご意見もその会議で紹介し、対応を考えたいと思っていますのでよろしくお願い致します。

副会長

この、青少年問題協議会は皆さんのご意見を基に、毎年開催し、具体的な物を作ってきたのですが、10月の逮捕事案の時でも、ここで意見を聞かせていただいた中で、「きっちりとやるべきだ。」といった意見、これは高等学校からも同じ意見が出ましたが、そのことを実践した結果であり、ブレーキにもなっているといった経緯があります。幹事から説明があったとおり、この後各部会に分かれていただき、協議をお願いします。その後、この場所で全大会を行いますので集合をお願いします。

・・・【各部会に分かれての協議】・・・

副会長	<p>短い時間でしたがご協議いただきありがとうございます。各部会で出ました意見について、総務部会から報告をお願いします。</p>
幹事	<p>現状としまして、中学校では学年が進むごとに落ち着いてきています。発達段階で経験を積み、自分で判断ができていくからだと思います。しかし、判断のつきにくい子が中にはいます。そのような子に対しては、粘り強く指導をしていくこととなります。保護者については協力的な保護者が多いです。しかし、小学校の場合、自分の子がかわいいという感覚があり、責任転嫁をされる保護者がおられるということです。高校については、10年20年間は非常に荒れていたということですが、現在は喫煙、暴力が若干あるが、指導の範疇である、ということ。西脇市内の高校においては学校教育法に基づく停学や退学はないという報告をいただいています。保護者への周知については、事案が起これば保護者に来ていただき、対応しているということです。服装などの乱れも個別で指導し、家庭に協力を求め対応しています。ペナルティについては、教師によって対応がまちまちであってはならないので、明確なルールが必要なのではないかと、ということなのですが、ペナルティと指導という部分で議論があり、暴力行為などでの逮捕事案は警察に対応を求めることとなりますが、頭髪の問題となると、染めている毛を黒く戻させることなどは今の状況では難しいのではないかと思います。いろいろな意見が出たのですが、警察対応もあるのですが、ペナルティというのではなく、徐々に直していく、と話がありました、「守らなくてもいいんだ。」という感覚に陥っているのではないかと、ということについては、「保護者が学校に甘えがあるのではないかと。自分の子どもに対し学校で罰を与えてほしい。しかし、家庭での教育指導をしなければならない部分ではないか。」という意見もありました。最終的には子どもだけではなく、親も含めて、なぜ守らせなければならないのかということをも十分理解させていくという意見となっています。以上です。</p>
副会長	<p>続きまして、青少年指導部会からお願いします。</p>

幹事	<p>協議 1 の警察対応をすべき事案は何かということについては、その時その時の判断で対応しており、明確な線引きはない。しかし、市内 4 中学校ともほぼ同じような対応である、という報告がありました。また、この協議の際に、警察等との連携の話にもなりました。問題事案を犯す子は家庭も問題を抱えている場合があり、福祉部局との連携も重要だ。という話がありました。福祉部局と連絡を取り合っている学校もあれば、そうでない学校もあり、学校によって温度差があるので、情報共有が重要、との意見がありました。また、保護者や生徒に対し遠慮があり、警察へ連絡ができていないのではないか、という話もあり、日頃から警察と風通しのよい関係を築き、何かあれば気軽に警察に声掛けができる関係にあることが大事なのではないか、という話がありました。警察から、警察は敷居が高いと思われているかもですが、何かあれば気軽に声掛けをしていただきたい、との話がありました。協議 2 につきましては、生徒手帳には校則が記載されているが、その校則が熟読されていないのではないか、校則の理解度が低いのではないか、という意見があり、保護者と連携して校則を理解することが必要なのではないかという意見もありました。携帯電話の利用については、生徒手帳に記載されている校則の内容が少々古い内容なので、携帯電話の使用についての項目を追記してはどうか、との意見がありました。協議 4 については、入学式や長期休暇に入る前などに周知を行うことが効果的、との意見がありました。また、出席停止などの処分については、めったにあることではないので、そのことについて積極的に周知をすることは難しい、との意見がありました。まとめとしまして、関係機関ごとにおける意見があるので、様々な関係機関が日ごろから連携して対応することが重要である。との意見がありました。</p>
副会長	<p>青少年団体活動育成部会からの報告をお願いします。</p>
幹事	<p>最初に小中学校の現場からの話がありました。年配の教師から、「生徒を警察に売るのか。」という、昔ながらの考え方がいまだにある、との意見がありました。子どもの問題には背景があるので、警察への通報は躊躇する</p>

というのが実態なのですが、ここにお集まりの委員の皆様からは、理由は問わず暴力については警察に通報すべきである、という意見がありました。10月に起きた事案以降、「中学校の雰囲気が変わった。と生徒たちが言っており、一定の効果があつたのではないか。」との意見もありました。また、当該校の先生も、「通報には躊躇したが子どもの平穩を見て、これでよかつたのではないか。」と考えが変わつたと言っておられるそうです。中学校の先生からは、子どもの内面に語りかけたいが、高校に進学し、同じ過ちを繰り返し、逮捕されてしまった事案があり、中学校で起きた問題を先送りしてしまい、その子の人生を変えてしまった、という反省があつたという話もありました。やはり、中学時代にきっちりと学んでおかないと、そのままの状態で大入になっている状況を見かける、との話があり、やはり、よりよい高校生活のためには、中学時代の指導が必要との意見でした。出席停止については、義務教育なのだから学校には行けるだろう、という感覚が保護者の中にはあるので、言いにくいだろうけど周知することが良いだろう。という意見でした。以上です。

副会長

ただ今、各部会から出た意見につきまして、今からの生徒指導担当者会や多可西脇補導連絡会等に対して、提言として伝え、各学校における教育活動に活用していきたいと思ひます。また、各団体、各所属におかれましても、具現化できるようお願ひします。私も総務部会の話をして少し聞かせてもらったのですが、これをしてはいけない、と言われても、いけないことが分からない、という時代になっているのではないのでしょうか。ダメなものにはダメときっちり言える、毅然とした大人にならないといけないと思ひました。本当に今日はありがとうございました。

幹事

ありがとうございました。最後に閉会のことばを会長からお願ひします。

会長

熱心な議論をありがとうございました。各部会を回らせていただいて、警察署長が言われていた、敷居を低くして様々な情報を共有したい、と言われていたことが新

幹事	<p>鮮に感じました。これは、生徒を売る、売らないということではなく、子どもたちを守るために情報を共有するということで、非常に良い示唆を頂いたと思います。来年度も引続きよろしく申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。連絡ですが、本年度家庭教育にかかると提言をいただきましたので、その内容につきまして、本日資料に付けています、「すべての子どもたちのいきいきとした生活のために」を作成し、市内の小中学校の全ての家庭に配布しています。また、このことの具現化につきまして、各団体の方で引き続きご支援をいただきたいと思います。また、委員の皆様におかれましては、2年任期ということで、平成30年度も引続きお世話になりますので、ご指導、ご支援をよろしく申し上げます。それではこれを持ちまして、平成29年度第3回青少年問題協議会を終了いたします。</p>
問合せ先	西脇市青少年センター